

報告第3号

専決処分「津嘉山北土地区画整理造成工事（28－2）の請負契約金額の変更」
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月26日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

津嘉山北土地区画整理造成工事（28－2）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成 29 年 4 月 17 日

南風原町長 城 間 俊 安



1 専決処分事項

津嘉山北土地区画整理造成工事（28－2）の請負契約金額の変更について

（1）変更事項

変更前契約額	117,602,280 円
増 減 金 額	3,595,320 円
変更後契約額	121,197,600 円

（2）契約の相手

津嘉山北土地区画整理造成工事（28－2）建設工事共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市
商 号 有限会社 山一開発
氏 名 代表取締役

構成員 住 所 沖縄県那覇市
商 号 有限会社 南風原工務店
氏 名 代表取締役

2. 変更した理由

土砂の運搬について当初は、受入地の糸満市名城へ処理する予定でしたが、一部に水分を多く含んだ不良土が発生し、受入地で受け入れが出来ないため別の処分場へ有償で処理する必要性が生じた事により増額となった。